

市川市 市民活動財[®] -1用品の貸出し事業

市川市は市民活動団体の活動をサポートするため各種用品の貸し出しを無料で行っており、市民活動団体支援基金にて購入したサポート用品ですので、是非、活動にお役立てください

● 貸出ができるもの

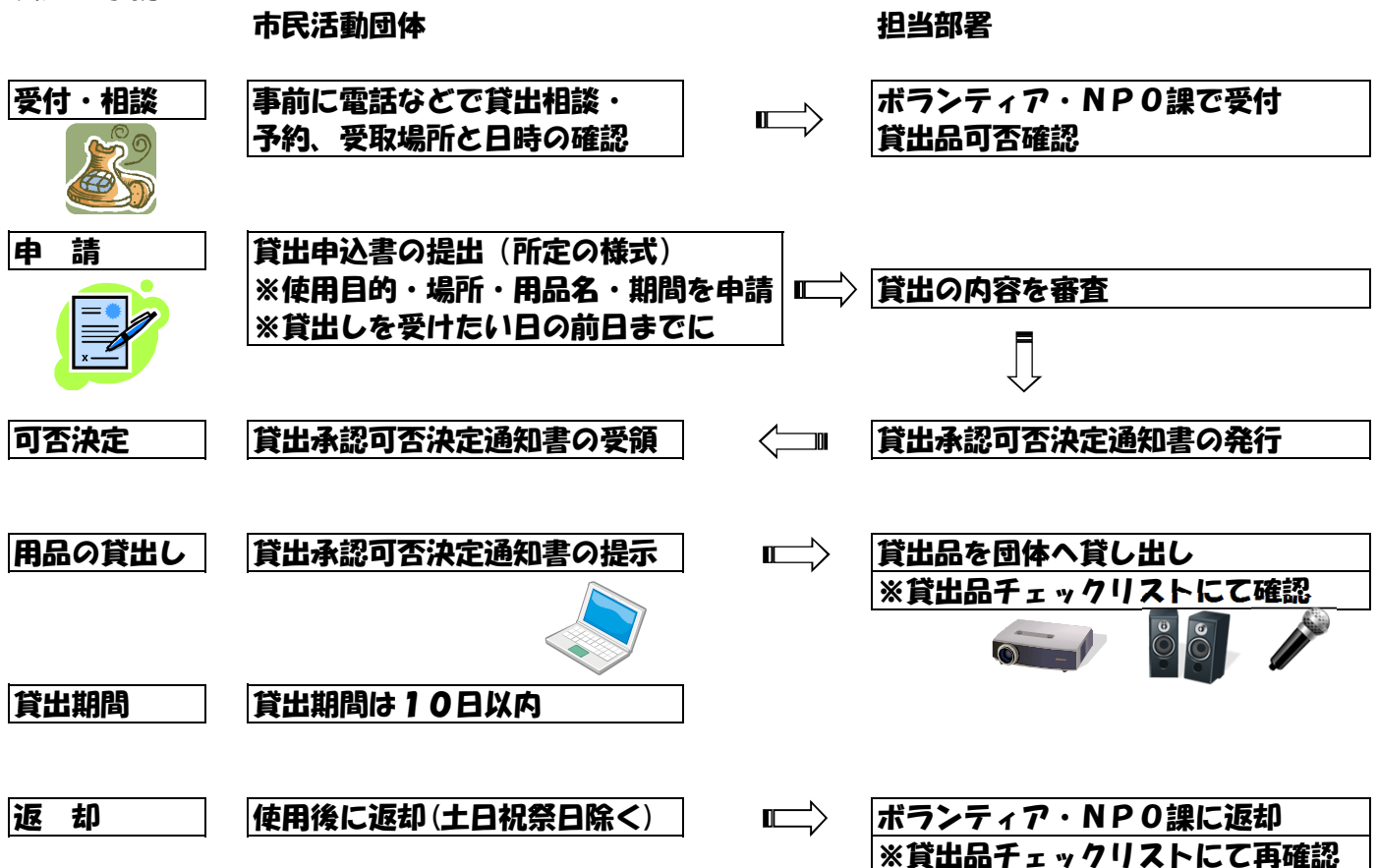
- テント関係： ・かんたんテント・集会用テント・横幕・ウエイト
- 音響関係： ・ワイヤレスアンプ・マイク（ワイヤレス&コード付き）・マイクスタンド・スピーカー
- 映像関係： パソコン・プロジェクター・スクリーン・ブルーレイ/DVDプレーヤー
- その他： ドラム式コードリール・延長コード・テーブル&椅子・トランシーバー・拡声器

● 貸出ができる対象者

ボランティア活動を行う団体、特定非営利活動法人その他の非営利活動を行う団体で以下の要件を満たしているもの

- (1) 市内に事務所を有し、市内において活動をしていること
- (2) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。
- (4) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。

● 貸出の手続き



● 貸出しの条件

1. 申し込み受付は、前日までに。
2. 備品の借用料は無料です。
3. 乾電池などの消耗品は、使用者で負担ください。
4. 備品の管理や損害の賠償などのルールをお守りください。
5. 詳細につきましては、ボランティア・NPO課にお問い合わせください。

● 予約とお問い合わせ先

市川市 市民部ボランティア・NPO課
TEL 047-712-8704 FAX 047-712-8754